

# 関西労災職業病No.49

関西労働者安全センター

1978.5.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

## 目次

- ◇ 5・20,21 日本の医療を告発する全ての人々のつどい ————— 1→5  
第8回全国集会開かる  
■ 第2分科会(労災職業病)に全国から約100名が参加
- (各地の闘いから) 着々と前進する運動と組織 ————— 6→8  
■ 神奈川労災職業病センター
- ◇ 人民医療に学ぶ会 ————— 9  
■ 闘争さ中の野戦病院に学ぶ
- (学 習) 健康保険改悪の意図は何か ————— 10→11
- ◇ 関西研究者交流会第8回例会報告 ————— 12  
■ 我々の手で今の認定基準を見直そう  
■ 放射線——労働者の力で監視を!
- ◇ 前線から(ニュース) ————— 13→17
- ◇ 大阪府被災労働者同盟の活動から ————— 19→20  
■ 身も心もほぐれた温泉療養
- ◇ 産業医大ついに開校 ————— 18  
■ 阻止闘争の総括と今後 北部九州労働者安全センター

5.20.21 日本の医療を告発する全米の医師会

第8回全国集会南かる

# 分科2分科会に約百名つど

去る5月20・21日の両日、日本の医療を告発するすべての人々のつどい、第8回全国集会が神戸において行われた。集会には兵庫県スモンの会など、被害医療被害などと闘っている人々を中心に、約百名が参加した。初日の総会に続いて21日には分科会が行われたが、分科会―労働災害―には全国から約百名が参加し、それぞれ

運動の報告が行われた。以下の文章は分科会事務局（関西労働者安全センター、大阪府被災者同盟、京都府医大現医研）が提起した基調報告である。なお、神戸市労協がとりこんでいる保田の大蔵さん、脳卒中死の労災（公務上）認定斗争についての基調報告も併せてあつたが、ここでは省略します。

## 労働者の現実から

### 運動は始まり

### 労働者全体の力が

### 労働斗争を前進させる

長期化し、ますます深刻化する経済不況の中で、日本の労働

運動は非常に厳しい状況に置かれている。労働斗争を推進してきた中心たる労働運動の困窮は同時に今後の労働斗争、命と健康を守る闘いにも直接にひびいてきており、その道め方は非常に厳しいものとなつてきている。

しかし逆に、闘いの視点が非常に明確なものとなつてきていることも事実である。それは、政治経済情勢の緊迫化するに従つて、あらゆる闘いが政治的なものにならざるを得ず、労働斗争もその例外でないということがある。この水まで労働斗争については、その運動論、労働運動階級斗争における位置付けにおいて、様々な論議が行われ、勢いの中での一つの共通の認識として、かちとら水つつあるのではないだろうか。それは労働者（被災者）全体の権利、力量の拡大がなければ労働斗争は前進しないというところである。「助け合いを悪くするが、助け合いを悪くしない」という状況、労働災害、健康破壊は劣悪な労働条件の取場に起因するが、そのような取場はそれだけ闘いが組織されにくいという当り前の現実から運動を進めていかねばならないという共通認識である。

# 生命と健康を守る斗いは 人間の譲りぬ一線を守る斗い

政治経済情勢が厳しいものとなるに従って、自民党政府一貫本家階級は、ありとあらゆる口実をもつけて人民の権利を剝奪しにかかっている。赤軍ハイジヤツクを利用した「弁護士抜き法」刑罰法改悪、三里塚斗争に對する「成田特別法」による「過激派」抑り、北方領土、二百カイリ、尖閣列島問題等を利用し、憲法を公然と無視した防衛論議、この一事をみても情勢の推移は明らかである。このように合法性の種が権力によって徐々に狭められていく中で、命と健康を守る斗いは、人間の譲りぬ一線を守る斗いとして非常に重要なものとなつてきている。「パトカーがサイレンを鳴らしてきても道を譲る人は少いが、救急車であれば皆道をあける」と某医師が語ったことがあるが、命と健康を守る斗いは広範な人々が一致して闘うことのできる斗いであらう。

資本はあらゆる手段を使って労働者への収奪を強め、それにより強制的に働かざるを得ない状態に追い込もうとしている。ある自動車業界の経営者が「トヨタ方式をさして、乾いたタオルをしばる」と形容した状況が、日本の全ての労働者に共通

## 資本側の攻撃意図を見抜こう

資本側も生命と健康の問題を非常に重視している。そしてその対策を打出している。しかしそれは労働者や住民の健康を守り、健康を破壊する原因を取り除いていく方向で進められるものではない。それは労働力の再生産の見地から、社会政策的・治安的観点から行われるものである。人々が心身とも疲弊している状況で、資本家側はそれが労働者人民の団結と闘いの要因となりぬよう宣伝し、組織するトリムという耳朶水ぬ運動、週

した状況である。昨年夏、日産栃木で起った大ストライキは、一労働者の労災死七事故がきっかけというところである。しほりにしほり水ぬ水ぬった労働者にこの斗いは大きな共感を呼んでいることだろう。

刊誌などに氾濫する健康に関する記事など、これらも健康破壊を全て個人の不養生と宿命の中に封じ込め、個人個人の体力向上運動をよから組織しようとしているのである。

## 次々とかけられた 法改悪の攻撃手

労災取替病に直接関連した法律等の動行についてみれば、昭和47年、労災問題を労働者の斗いからもぎとり、資本の主義権

下に置くべく行われ、労働安全衛生法の労基法からの分離立法。51年、長期被災者の首切りと、使用者の労災加害責任軽減を内容とした労災保険法の改悪。52年、良心的専門家を私業病の原因調査から白の出すための守秘義務条項の新設を含む、労安法の改悪。53年、典型的私業病以外を認定の枠から外すことをぬらった労基則35系の全面改悪。また今年4月には、資本のたの

の私業病対策の頭腦を養成する産業医大の兩校と、その攻撃は矢継早に行われ、その間に、とつて最も重要な生命と健康を中る斗いが労働運動として発展するのを困難にしているのは、労働運動、先進的な専門家など、労働主体の問題はもちろんであるが、その他にも政府、資本家側がしかけてくるこのような政策の反映でもあるだろう。

# 資本・政府の斗争封じこめをはねのけ 前進する労働者の斗い

資本・政府のこのような斗争封じ込めの政策にもかかわらず、労働被災者・労働者の斗いは最近になって大きな前進をからとっている。

病と闘う共斗組織が次々と生れ、起ることである。仙台の東北医療情報センター、東京の労災法阻止会、神奈川の労災私業病センター、関西労働者安全セン

## 次々と生まれる 共斗組織

ターに全国各地に、労災私業

ター、広島労災私業病研究会、岡山大学医学部仁生学教室を中心とした運動、北部九州労働者安全センター、高知県私業病センター、大方県評の私対連など

その他、愛知、徳島、香川、長崎、佐世保などでも組織作りに向け、運動が前進している。こらうは地域によつて運動の基盤は異なっている。仙台や岡山に見られる先進的な専門家を中心にした運動、広島などのように診療所を中心にした運動、東京、大分など労働組合を中心にしたもの、その他住民運動を中心にした場合、まさに地域によってその組織のあり方は千差万別である。しかし、これらの共同組織が、下から、つまり労働者、被災者、住民などの日常の現場での斗いの中からからとられてきて、起ることを重視し、受け止めるべきでない。

## 関西における 運動の拡がり

オニには、関西労働者安全センターの6年にわたる活動の中から多くの運動が進展してきて、起る。センターを形成する労働者の労働斗争の前進はもうろんこのこと、運動の中で51年9月に

設立された南大阪労働者診療所、又どこを拠点にして生れた様々な運動がそれである。人民医療に学ぶ会には、全国の先進的医師、医学生が結集しており、また、労災職業病公害と闘う関西研究者交流会には、大学の進歩的研究者算が結集している。更に労働斗争の大众化の中から労働者ハリ学習会が大きく発展し、労働者による運営が確立するとともに、現在オ四期目の学習会が準備されている。大阪府被災労働者同盟の発展もこの大きな成果である。51年秋数名でスタートした同盟も、労災法改善との闘いを経て、現在は百人近い組織として発展してきている。

## 自主健診運動の発展

オ三には、全港湾労働者において典型的にみられるように、大衆的自主健診運動の発展である。これまで健診が多くが企

業まかせであったのを、進歩的医師と結合し、その準備から最終的な対策に至るまで労働組合が管理し、命と健康を守る闘いの武器にしようとするものである。自主健診は他にも日ろ病（振動病）じん肺、有機中毒等について行われているが、今後更に発展していくであろう。南大阪労働者診療所にも5月1日から健診部が正式発定している。

## 専門家の交流の前進

オ四には、進歩的研究者、学者の全国的交流の発展である。労安法改善（守秘義務）斗争、労基則35条改善反対斗争、4月

23日の労災認定基準に関する全国会議などを通じて、産業界、学会の進歩的研究者算を中心に、闘う力のある、専門家の交流が前進している。

## 被災者組織の発展

オ五には、被災労働者の組織の発展である。コロム、マンガン中毒被害者の組織、じん肺患者同盟、大阪府被災労働者同盟等の組織は、労働組合がカバーできない多くの未組織被災者の闘いのとりどころとして、今後ともますます発展していくことである。

# 我々の力をもっと大きな力に

以上、主要五点到められて、この状況を分析したが、これら  
は後に掲げられたスローガンの中身として今後更に発展させて

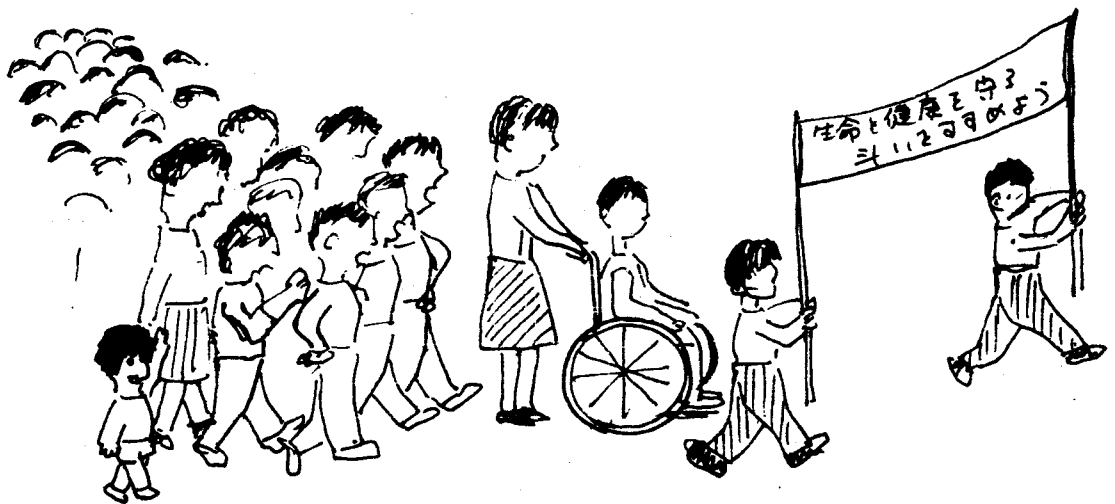
ゆかぬばなりぬいことである。我々の力はまだ微弱である。しかしこの運動が圧倒的多数の人々の利益を代表している限りは、大きな力を与えられる。労基則35条改悪反対斗争では、東京労災法阻止案、神奈川労災センター、関西安全センターが連絡会議を作り、多くの被災者団体、進歩的知識人等を組織して精力的な反対運動を展開した。総評内部の取業病斗争に熱心な単産も反対運動を展開し、審議会で賛成討論をしてきた労働側の審議委員をつき上げた。その結果、労働省を「審議会の平和」を守るために、大中修正案を提出せざるをえない状況にまで追いつめることができたのである。

戦線は着実な前進をとげている。産業医大設立にみられる敵の攻勢に屈することなく、断固として斗いを続けるよう。

### △スローガン△

1. 全国各地に生命と健康を守る共闘組織をからとろう！
2. 被災者組織の拡大強化に努めよう！
3. 進歩的知識人と労働者階級の結合をからとろう！
4. 労働者の生きる権利を剥奪する反動立法、法改悪に反対し、斗い加えよう！

米 この基調には入っていないが、健康保険法改悪反対、民医連等を中心に行われている被災者運動に対する視点、産業医大斗争の三点につき基調に加えることが決つた。



# 各地の闘い

## 着実に前進する

### 運動と組織

#### ▲神奈川労災職業病センター▲

## 4/16 第1回総会開く

会場を埋めつくした  
労働者・医療従事者

#### 労働者・医療従事者

神奈川労取センターは1月30日のセンター設立後初めての総会と、併せて「労災職業病を闘う4・16神奈川大集会」を横浜開港記念会館で開いた。この集会には被災者をはじめ地域の各組合、労働者、医者、医療労働者、学生一二〇名が参加し、会場の大会議室を埋めつくした。集会はまず労取センターの基調提起に始まり、労働科学研究所の佐野先生の記念講演、ゼネロ精労組、小野君を支援する会、労基則改悪に反対する連絡会議

の各団体からの斗争報告、そして、全港湾横浜港分会からの決意表明があった。佐野先生の記念講演は集会に参加した人々に職業病のおそろしさというものの認識を新たにさせるものがあった。溶接工の真赤に染った肺、メッキ工の黒く穴のあいた肺など、実物の肺の標本を会場に廻しながらの説明には、労働者自身が斗われない限りは殺

されていく以外にはないのだということを実感させるものばかりであった。全港湾横浜港分会からの決意表明では、現在日雇労働者の切り捨てられていく現状と、その中からこそ労災職業病斗争の重要性が訴えられた。港湾に働く労働者の「港湾病」に対する取り組みとして4月12、13日に集団検診を行っており、今後の対行政斗争に向けた決意が表明された。

こうして一連の報告をうけて神奈川労取センターはこの日の集会を一つの出发点として、労災職業病の絶滅に向けて闘っていく決意を明らかにして、この日の集会は成功のうちにおわった。(神奈川労災職業病ニュース・3号から)

## やはり港湾病はあった

### 全港湾横浜港分会で検診

神奈川の闘いの中で、現在も 京川労取センターの協力、参加

つとも注目されていく全港湾横浜港分会の第一次集団検診が4月12、13日の両日集団検診実行委、神

によつて実施された。昨年度のアンケート作業、港湾労働見学会講習会等の地道な活動が実を結んだわけだが、このアンケート検査の成功によつて「港湾病」認定闘争は大きく前進した。

## 高い検査への関心

このアンケート検査は、アンケート調査とアンケート調査に基づいて、労働認定が急がれる仲間には、行方不明の針の下に実施され、44名の分會組員が検査を受けた。

検査は、取手、病室などの問診にはじまり、血圧血液（肝機能・じん機能）尿検査、体力測定、心電図、肺機能検査、内科、整形外科診察、レントゲン撮影の順で行われ、予想された通り、問診の段階から、腰、肩等の痛みを訴える仲間がほとんどであり、長年の港湾労働による健康破壊のすさまじさもうかがわれた。また同時に（仕事に）アフレした仲間も数多く、検査会場につ

めかけ「次の検査はいつか」と問いかけるなど、「港湾病」闘争に対する関心の高さを物語った。

## 地域にも大きな反響

前日にわたって延べ40名以上の動員で協力体制を作つてくれた仲間からは、「やはり、長年の港湾の仕事がみんなの健康に重大な影響を与えていることがわかつた」、「労働組合がこのように取組むのと同じに全面的に取り組んで闘うという事はすばらしい」、この闘いは、医師、針灸師、看護婦、検査技師、医学士などの医療従事者、労働組合病を闘っている地域の労働組合や取組活動家の間にも大きな反響をよんでいる。多くの協力者が参加したのもこのことの反映だと思つて、いい意見が出た。

## 検査結果を武器に

## 集団認定闘争へ

横浜港分會では、この検査結

果に基づいて、五月末から集団労働申請―認定闘争に入るところが確認されており、同時にまた、検査によつて明らかになつた「じん肺」外傷取組である女子のバラ物袋詰め作業等の実態見学、資料集の作成等さらに闘いの輪を拡げていくことが課題となつていゝ。いよいよ本格的な段階で「港湾病」絶滅の闘いに勝利しよう。

### 「港湾病」の実態

運動器系 異常			内臓系 異常		
腰椎	33/43	76.7%	肝障害	16/44	36.4%
頸椎	11/14	78.6%	高血圧	6/44	13.6%
ひざ関節	5/8	62.5%	冠不全等 心臓病	20/44	45.5%
肩関節	3/3	66.7%	動脈硬化	7/44	15.9%
肘関節	2/2	100.0%	貧血	8/44	18.2%
手関節	2/2	100.0%	胃腸障害	23/44	50.0%
足関節	2/2	100.0%	じん肺	21/44	47.7%



# 組織活動の現況と センターの課題

去る4月16日のカー一回定期総会で神奈川労災取業病センターは名実ともに本格的な出発することになりました。会員の実数も百名を突破するなど、センターの基礎も着々とうち固められつつあります。こうした中でセンターの活動も多岐にわたる「港湾病」認定斗争への協力、診療所設立運動等大きな課題もひかえ、一層の飛躍が要求されていきます。とりわけ全港湾横浜港分会、三浦、樋口両氏の労基署交渉の諸戦における勝利の後、センターに対して、被災労働者労仲組合から様々の相談があり、その意味でも運動は着々と前進しつつありますが、同時に私達にはこれらに十分応えざることで、できる体制作りが要求されていきます。

先にも述べたように、今日私

達が最も重要な課題としてとりくまなければならぬのは、い

資本からも行政からも切り捨てられ、孤立させられた被災労働者の権利のための斗争はセンターの生命線であり、そうであるからこと、決起した被災労働者に対しては、日常的接触、家族を含めた対策、治療等の相談、労基署交渉などについて十分な体制を保障し、信頼関係を積み上げ、団結するという一貫性が重要です。

## 神奈川県下での 個別課題

一方、定期総会議案書で提案したもちこしになつてゐる課題また新に相談を受け、課題等早急に対策が必要となつてゐるものが8件あり、地域的にも川崎、横浜、大和と県下全域に

わたつてゐます。会員諸氏の協力による被災者対策が必要となつてゐます。

1. 全港湾杉森氏 - 20数年前の頭部外傷後遺症の労災認定問題
2. 築港興業・三浦氏の四アルキル鉛中毒の労災認定問題
3. 精工舎鉄工労組・N氏のくも膜下出血、Wさんの腰痛、難聴、Kさんの腰痛問題
4. S市M工場O氏（54才）製法工難聴（治療と会社のいやからせへの対策）
5. Y市T工場S氏（56才）造船所社外工 - 心臓マヒによる死亡 - 労災認定問題
6. 当組書記のKさん（21才） - ケイワンの労災認定問題
7. 住友重機浦賀・大立務氏 - 腰痛症 - 企業の指定病院反対とリハビリ就労要求の問題
8. 日本鋼管鶴見造船 - 小野隆氏 - 癌労性腰痛症 - 横浜地裁で解雇無効と損害賠償の裁判斗争中

# 人民医療に学ぶ会

## 斗争中の

# 野戦病院に学ぶ

## 三里塚で

5月25日、人民医療に学ぶ会の呼びかけで三里塚現地に於いて反対同盟や野戦病院の人々との交流会が行なわれ、北海道、東京、神奈川県、金沢、関西

などから医者、看護婦、針灸師、医学生など計30名が参加した。第1日目は、岩山晋憲で交流会を開き、まず盛先生から野戦病院の闘いの歴史について話していただいた。野戦病院は第一次代執行の時、闘いの怪我人を治療する必要から、同盟の人々の呼びかけに答えて千葉大青医連の人々を中心に建設されたテント小屋から出発したが、激しい斗争の時には人は集まるが、斗争が表面上沈静化すると散りちりになる状態が続く中で、何

とかき、と恒常的な医療活動が行えないかという模索の中から中国のはたしの医者に学び、三里塚農民の命と健康を日常的に守ってゆくための活動を始め、針灸治療を武器に各農家の巡回治療を7年間続けてきた。この地道な活動を通じて、反対同盟の闘いを支える医療部隊として非常な信頼を得ていることが感じられた。反対同盟の2名の方も極めて忙しい中に参加していた。話し、闘いは楽しいものはない。「闘いの中で様々な差別はなくなってきた。」「闘いこそが人間をかえる」ということが生々と話された。2日目、まず野戦病院で3月26日の斗争の救援活動の現状や

権力が様々な口実をもちつけて野戦病院をつぶしにかかっている状況についての話を聞いた。その後、政東山薫さんの下墓にそう、東山さんが生活していた坂本団結小屋で裁判斗争の現状を聞いた。

最後に、労農合宿所を訪れ、同盟幹部の人から岩山文鉄塔の建設から3、26の管制塔制圧に至るまでの創意に満ちた戦略戦術の生み出された歴史について貴重な話や、5月20日の再南港阻止に向けて着々と準備が進められている状況が語られた。いかに権力が同盟と支援の向を分断しようと企てても、これを分断することはできないことは、過日NHKで同盟の石橋氏がいみじくも語った様に、「昭和の佐倉宗五郎だ」という発言に明らかであり、だからこの発言に権力とNHKがあつてふためいたのである。この2日間の交流を通じて、参加者全員、大きな勇気を得た。

# 健康保険改悪の意図は何か……

厚生省は、4月7日社会保険

審議会に、10日社会保険制度審  
議会に、それぞれ、健保大改悪  
案を諮問しました。両審議会は

5月13日、厚生省の「健康保険  
制度の改正案要綱」に対し、批  
判的府答申を厚生大臣に手渡し  
しました。厚生大臣は、これをう

けて、修正案を5月23日、自民  
党に提示し、現在延長中の国会  
へ提出する策動をめぐらしてい

ます。厚相は「政府として、反  
本改正を提案する」と公約した

以上当然です。……と見えす  
何とか継続審議に……。5月  
14日朝日」と政府、厚生省の姿  
勢を示しています。

今回の「改正」は、健保成立  
以降最改悪といわれ、将来の健  
保統合と患者高負担への才一歩  
を図ろうとする内容をもつてい

ます。

現在、当初の諮問案は若干修  
正されましたが、政府、厚生省  
の意図をはっきりとつかむたの  
諮問案の内容を検討してみます。

## 労働者無視の

## 諮問案

諮問案の要旨は、厚相と日本  
医師会政見会長との5回におよ  
ぶ密談の合意と原則、①給付の  
平等、②負担の平等、③物と技  
術の分離、④家計の高額負担の  
考慮、⑤審査改善の具体化、と  
されています。この舌ざりりの  
よい原則は、実は労働者をまっ  
たく無視したものであり、「金  
がなければ医療もうけられない  
」という改悪原則です。

## 金がなければ

## 医者にもかかれぬ

具体的内容は、①保険給付は  
本人・家族と10割給付とするが  
薬剤注射、歯科材料費は、保険  
給付から外し、全て窓口で現金  
負担させる。(一世帯2万円以  
上、1年12万円以上は償還制と  
する)健保組合や共済の付加給  
付は一切廃止する。これは、現  
在、政府管掌の実質8・8割給  
付を一番低い国保にあわせ8割  
以下にし、付加給付は制度のな  
い政管にあわせなくすという給  
付の引下げです。又、月2万円  
(年12万円)を超える金額はあ  
とから償還されるとしても、と  
りあえず窓口で支払う金がなけ  
れば医者にもかかれぬ。受

診抑制がぬらいのです。

又、保険外になるため、医療機関の薬の使用をチエックできず、薬漬けの状況は改善されず、更に「検査漬け」の傾向がますますなるでしょう。この背景には、製薬大企業中心での中心製薬資本の統廃合、更にはHIE産業（医療機器）の高度成長の意を政府・厚生省がうけているのです。

# 赤字解消は労働者負担で?!

④ 保険料はボーナスを含めてとる。(総報酬制) これにより政管健保の保険料率は、千分の六十程度に下げられるが、法律で上限を千分の八十と余裕を持たせ、厚生大臣が自由に引きあげられる。保険料負担は労使折半を強制し、政管健保への国庫補助を定率とする。というものです。

これは赤字を全て労働者の負担（保険料負担）で解決しよう

とする意図ですし、又、この間労働者の斗いにより、勝ちとらえてきたる、ワ負担制への攻撃です。

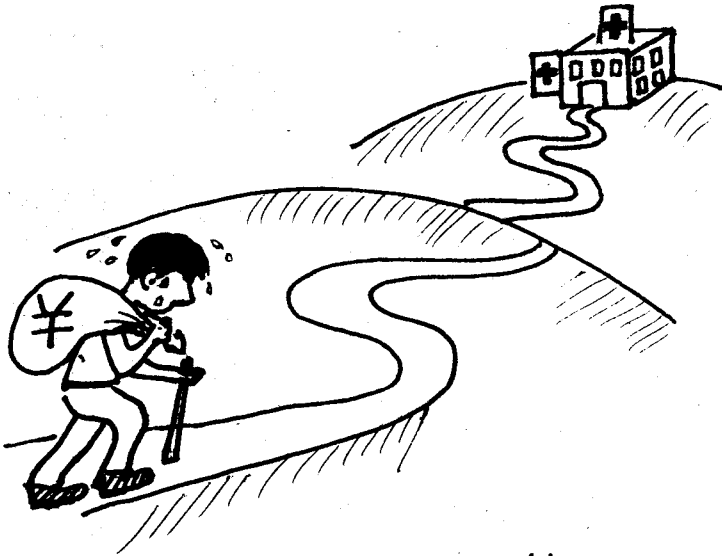
# 政管・組合・共済 全部を改悪

⑤ 財政調整を当面、健保組合間で行ない、将来被用者医療保険（政管・組合・共済）の間で行なう。これは、国や使用者の負担を増やさず、負担の公平の名目で労働者同士で公平を図れ、という虫のよいものです。

このように、高負担、低給付が強まる中で、これまでの改悪が主に政管健保を対象にしていきましたが、今回は政管健保だけでなく、組合健保、共済組合全体に改悪がおこなわれようとしています。

以上、諮問案について改悪の主な項目をみてきました。修正案では、薬剤費の償還制を半額

自己負担制にするなど、若干の修正がおこなわれました。しかし、修正案においても、政府・厚生省の低給付、高負担の意図はわかりありません。今回の健保大改悪策動に対し、官公・民間共同の斗いが要請されているでしょう。



# 我々の手で今の認定基準を

## 放射線労働者の力で監視を

云々5月20日、27日に、それを行なうていくことになりました。5月20日は、現在労働省の進められている職業病の範囲の明確化をめぐり、「疑わしきは切りすて」と言う労働行政の方向について討論が行なわれました。

現在、労働省は、各職業病について認定要件を準備しつつあります。この認定要件は、労基則第35条の改悪の後をうけて、それを具体化するものであるため、「切りすて」のための基準とすることが予想されます。

これに対して、交流会に集まった研究者は、今までの労働争いの成果を守り抜き、発展させていく方向で、認定要件の検討

5月27日は、阪大病院の田代先生から「タール障害、放射線障害」について報告がありました。

タール障害については、昭和電極の経験が、スライドを使って話されました。昭和電極では「1m先の電球がほける」ほどの環境の中で働いています。環境測定をした結果では、作業をダウンしていたにもかかわらず、1日にピロシクの0本に含まれるベンツピレン(発ガン物質)を吸うほどのひどい環境でした。かん

又、皮膚障害もひどく、かん

になつていきます。次に、放射線による皮膚障害について話されました。現在、放射線は、様々な所で使われており、フィルムバック等で管理されています。しかし、すべて企業側が行なっているため、フィルムバックのすりかえ等があり、被ばく者がでて、被ばく実態がつかえていません。

又、原発の修理などは、日雇労働者が使われ、企業側は、労働者が被ばくすることを知らずに行なわれています。この様に、放射線は、目にも見えず、においもしないため、だまされることが多く、労働者の力で監視していく体制を作る必要があることが話されました。このあと、歯科医の方から、病院での放射線の取扱いの実態が話され、2時間の交流が行なわれました。

(注) 47号の研究者交流会の報告で第9回とあるのは第7回の誤りでした。すみません。

# 前線から

大東(大阪)

## 休業補償給付中の

# 補聴器支給を獲得

●総評 大阪地域合同労組 植田満徳分会

去る3月

末 大阪労  
基局より

補聴器支給  
の通知が来  
た。(3名)

50年8月

20日、ヤ13

回目の団交  
時に、守口

労基署に対し口頭で申

入れを行い、続いて10

月15日、ヤ14回目団交

時に於いて、文書によ

る申入れを行っており

た結果のものである。

支給が決定した時は、

実に22回目の団交寸前

のことであった。  
現在返に、車椅子

杖、等の支給について

も申入れを行い、すで

に取得している。これ  
らの使用、支給等申入  
れの根拠としたのは、  
皆さんご存じの通り、

労災保険法12条の8に

示す療養補償給付、及

び、障害補償給付の項

を前提とし、更に同法

13条の2の、治療材料

の支給、及び、看護等

の項目に結びつけたも

のである。(解釈の私

大)。

これに対し、当初労

基行政の示した判断基

準は、同労災法に示す

傷病が治やした後、障  
害が残る、障害補償を

うけることになった人

で、それに伴う各条件

を満した人に対してで  
あり、休業補償給付中  
の人に対して現物支給  
した前例がない、とい

うものであった。

しかし、同一事業で

20数回を超える積重ね

団交を持てば、どのよ

うな相手でもその必要

性を認めざるを得ない

だろうし、従って困

難な条件をも突破でき

るということだ。こう

して前例を打破し、新

前例を作ったのである。

次に、言葉の用い方

に留意されたい。即ち

「部分的な固定」と

いうものである。

我々は認定後の斗い

をこうして続けてきた

が、これからは創造的

斗いを拡大していき

いと思っている。裁判

斗争を含めて、更なる

支援と共闘を願い、報

告を終る。

(文責 宮路 忠)

映画

# 秩父困民党

▲日時▼ 6月30日(金)午後6:30

▲場所▼ 中之島中央公会堂 大ホール

前売券 600円 \*センターで取扱い中

香川労基局の不服審査会で争われていた故山下小次郎の脳卒中死の現段階の判断として、業務上に近いというニュアンスを示すものであつた。未組織労働者であつた故山下氏の労災認定の争いを支援して、香川県評・全香川地本などもこの認定の結論

# 死中卒脳

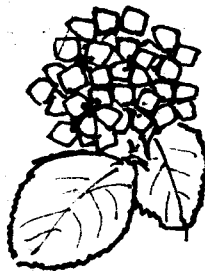
## 闘いの申請不服

### にため大

#### 援支も全金評県

香川

会を経て下旬に出ることになるか、局側では、業務上に近いというニュアンスを示すものであつた。未組織労働者であつた故山下氏の労災認定の争いを支援して、香川県評・全香川地本などもこの認定の結論



## 西淀川(城)

# 闘いの申請不服

### 高血圧の高血圧の組合への信頼

#### ●全金朝日金属支部

全金朝日金属支部が大阪西野田監督署に申請していた、畠中さんの「脳卒中死」として労災認定がおりた。畠中さんは、電線作業の格闘(銀口)付けを長年やってきた。昨年10月、仕事終了後、会社の風呂場で卒中をおこし、救急車で病院に運ばれたが息を引きとつた。銀口付けの仕事は、熱を浴びる上に非常に細かい神経を使う。その上、12年程前までは徹夜作業の後でそのまま翌日の仕事を続ける様な事がザラにあり、当時の過労とストレスで高血圧症をひきおこしていた。ところが、当時の組合執行部は力がある会社だったので、畠中さんは史頭に立って署名を集め、臨時大会を開催させて執行部を退陣させて、自ら委員長に選ばれた。以後、今日まで組合員の先頭に立って闘い、支部組合員が親会社の住友電工に初品に行くとお前とこの会社に変わりたいと相談を持ちかけられるほどの労働条件をからとってきた。しかし、彼自身

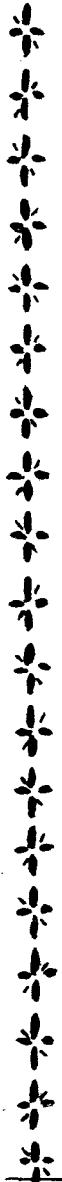
が抱えた高血圧症は治る事なく、遂に彼の命を奪い去った。

組合は功労者である島中さんの遺族へ奥さんと4才の長男のたのめにと会社とかけあつたが、見舞金100万円より出なかつた。その頃、地本執行委員会の席で、橋井大阪重鋳委員長から安全センターを紹介され、「何となく労働者よりの組織みたいだから説明を聞いてみるか」と執行委員全員を集めて学習会を開いた。「これまでに労災いうたらケかの事だけだと思つてた。高血圧とか脳卒中とかみたいな病氣でもいけると聞いてが然自信がつた。それに、労災申請も会社がやるものだ」とばかり思つてたけれど遺族と組合でできる

のだと救えられて道が開けた思ひだつた。と学習会でこんな成果があつた。早速組合で調査を開始し、2ヶ月後に意見書ができた。監督署に提出した。提出後も監督署に何度か足を運び遂に認定をからとつた。

口書記長はしみじみと「組合がこの認定斗争にとりくんで本当によかつた。これとさうか、けに組合員が健康に気をつけるようになった。何人もが新聞の認定記事を切り抜いて持つてきてくれた。直接今度の認定に参考にはならなくとも、その積極性

がうれしかつた。それに何よりもううちの組合はこんなことにもとりくんでくれる。これなら組合費は高くない。安んじて働ける。という声が高まつたのが最大の成果だ」と語つてくれた。



奈良

定めた家族友人の努力

脳卒中は私病 きつが奇

去る5月15日、奈良労働基準監督署は竹本工長の下請である森建設の仕事を続けてきたが、昨年12月、奈良県山辺郡山添村での茶畑造成工事中、突然倒れたものである。家族は寒冷

の下請である森建設の仕事を続けてきたが、昨年12月、奈良県山辺郡山添村での茶畑造成工事中、突然倒れたものである。家族は寒冷

地における重労働、設備の不十分な宿舎、現場監督という仕事に伴う精神的ストレス、年末の資金繰りなどによる過労状況などを根拠に労災認定を求めていたが、当初は奈良署の反労働者の姿勢の前に申請すらできなかつた。しかし、家族、その友人、更には被災者同盟などの協力で、奈良労働基準署を3度



# 住吉(大阪)

## 原因は合理化による 労働強化

### 木下氏の脳卒中、労災認定

#### ●全金 太平製作支部

5月29日、安倍野芳  
基署は全金南大阪住吉  
の太平製作支部の故不  
下百廣氏の脳卒中(脳  
出血)死七について、4  
月14日申請以来一ヶ月  
半での認定である。

5月30日には、これ  
まで中心になつて認定  
斗争に参加してきた遺  
族・当該労組・全金大  
阪地本・同住吉ブロッ  
ク・安全センターなど  
が認定理由について労  
基署に確認をしに行つ

にめつて追及し、今  
回の結論を引き出すこ  
とができたものである。  
この認定は、これまで  
で大阪を中心にしてか  
らとられてきた脳卒中  
の労災認定を他へ広め  
たという点で大きな成  
果であり、これまで一  
脳卒中は私病」の原則



で窓口対応していた奈  
良芳基署の姿勢を、大  
まかかえる斗いであ  
つた。

た。明確な回答は得ら  
れなかつたものの、合  
理化によつて、52年  
53年に入つてとりわけ  
労働密度が強化された  
こと、木下氏の脳出血  
死の大きな原因とい  
う労組遺族側の主張  
がほぼ認められたもの  
と思われ。

全金大阪 住吉ブ  
ックでは、オーエム工  
業支部の和田春義氏の  
脳卒中認定に続いての  
認定であるが、和田氏  
の場合が夜勤・長時間  
残業・肉体疲労を原因  
としていたのに比べ、  
木下氏の場合、残業規  
制の中での労働密度の  
強化・精神的ストレス  
を主要な理由として認  
定されたのは大きな成  
果といえる。

# 関西研究者交流会第9回例会案内

★**とぎ** 7月8日(土) 午後5時から

★**とこ** 南大阪労働者診療所(松浦診療所) ☎06-574-8010

★**テーマ** 「超音波による障害」  
の認定要件について

〈京大工学部〉 柴田 俊彦氏

5月10日 松浦診療所

所に関係する諸先生方

南西労働者安全センター

連帯する地域の同志

の心暖まる御支援により

引き続き第4期労働者針灸

学習会を開催することまで

きまして誠にありがとうございます

でございます

地域で働く労働者に限らず

地域の住民の参加も

て自分達の職場は自分達

で守ろうとのスロー

カの下に生命と健康を守

るため、貧乏病死との

闘いに一段と力のこも

る研鑽の毎回であります

このようは労働者

と地域の住民が一体と

なつての日増しにつ

る真剣な気迫と姿勢

に私達もまた心を新た

# 大阪

## 4期 労働者針灸学習会スタート

### 最後まで頑張って学びあおう

#### ● 関西労働者針灸学習会 運営委員会 一同

責任を全うすべく努力してゆく覚悟です。針灸学習会を学ぶ仲間の一人一人が最後迄頑張つて学びあひ地域に貢献する一人一人となつて成長していただきます。その為にも、関西労働者針灸学習会で学ぶ仲間に対し、厳しくも心暖かいより一層の御支援をお願い致します。

## 南大阪

### 5/16 5月定例幹事会開く

### 健康保険改悪への取組確認

#### ● 南大阪労働者診療所運営委員会

5月16日、南大阪労働者診療所はオプガールを含め17名の参加を得て5月幹事会を開催した。橋井委員長は以下の問題について討論が行なわれた。

- 一 会計監査員2名の選出及び確認
- 一 診療所拡大へ隣地を購入に伴う施設利用計画について
- 一 カルテ管理の原則と具体的管理法
- 一 昨年の斗争で健保資格喪失を回復させた矢貫製作所を任意継続の2年経過後更に再継続させた経験について

また、単なる改悪反対だけでなく、積極的に方向を出して全国的な課題として斗争を進めていく、との議論が行なわれ、運営委としての取組を確認した。

その他、診療所内体制の現状（職員25名）利用状況など、健診部、運営事務局からの報告をうけて会議を終えた。

# 大阪府 被災労働者同盟の活動から

同盟では4月より三田の温泉へ学習会をかねて温泉療養に行くことになりました。同盟員同志の交流も深まり非常に好評です。そこで、同盟員の弓削さんに感想を書いてもらいましたので御一読下さい。

## 身も心もほぐれた温泉療養

出口会長からかぬかぬ園にいた三田の民宿温泉に3月14・15・16・17日と3泊4日で被災者同盟の出口会長・熊代さん・肥後さん・植田マンカンの宮路さんと私の5人で行って参りました。お湯の中に緑色の苔が生えていて、とても神秘的なお湯です。此の温泉は岩風呂で、岡山県の人形

峠という所の岩石だそうです。この岩石に含まれているラドンという元素の働きによって、諸々の病に効果があるとてもよい湯だそうです。

この温泉で針灸治療をしていただいたらとてもよいのにな、と話し合っていて居りましたところ、後日、出口会長が西野田労基署に行き、温泉のおさを訴えて、各自費用は持つが松浦診療所の先生の同行願って先生の治療費は請求できるものかどうかをお伺いしたところ、今迄にそんな例はない局に相談し、後日返事をすればとのことでした。

その後、松浦診療所に労災課長がお見えになって、先生の治療費にかきつけて請求して頂いて結構です。との返事がありました。そして、2回目の三田行へ4月25・26・27・28日一を募ったところ、15名で参加する

ことになりました。一先生1名を含む一風呂は四六時中入れるし、何時も気の沈みがちな同盟員も明るく笑顔もとりもどし、又食欲も出て、皆さん気分がほぐれたと大変好評でした。又学習会で、過去の斗争(団交)も録音テープで聞かせていただき参考になりました。途中録音機が故障し残念だったけれど、日頃あまり話合いの少ない人達共々語らいをもちて本当によかったと思えました。参加した人達は今後も学習療養を続けたいとの声、大であります。欲を言えば、費用も半額にでもなればと想う次第でございます。



# 北部九州労働者安全センター

私達は九州安全センターの約半日をかけた南校阻止斗争への準備と、全国阻止斗争必名の戦斗的隊列をもつての人証阻止斗争の展開にもかかわらず、4月28日の入学式をもつて産業医科大学はスタートした。このことを、資本家、労働者から47年片合法成立以来系統的に推しすすめてきた労災、職

## ついに南校 総括と今後

業病に対する闘いの現状の中に返してみる必要がある。

### 産業医大 南校攻撃 の中心は？

私達は、産業医や局医が被災者に対してこれ迄行ってきた具

体的な反労働者の行為に対する怒りを闘いの出発点とした。

そして、こうした産業医の裏態があるにもかかわらず、社共や総評はむしろ「産業医を拡充せよ」という要求になつて、広い意味での闘いの状態の中で、こうした要求や「よい産業医、悪い産業医論」の出でくる基盤をも向題にしなから産業医南校攻撃をとらえようとしてきた。

つまり、産業医が果す役割とともに、産業医が力を發揮する体制を向題にし、労安法体制としてとらえた。

47年の労働安全衛生法の成立は、労働者の団結で、闘いをもつて労災職業病と取り組んでいくことへの解体攻撃であり、その要は安全衛生委員会である。安全衛生委員会が労働組合にとつてかゆる労働者の協働機関として機能を始め、そして経営側主導の機関へ、企業の「労災

運動」の翼賛機関へと、労使協調路線の貫徹の中ですすみ、そんな中で産業医が力をもち、てくる。

そして、被災者は、組合の中でも殆んどのところで孤立した闘いと強いられ、産業医の敵対に会い、又労災保険法の改悪は孤立した闘いの中でから取つた業務上認定すらその意味を半減させ、職場から患者を排除する攻撃であり、その中で産業医が重要な役割を果してきている。

更に、産業医大の設立は、ブルジョアジーにとつての矛盾の解決策という意味をもち、医師会の中での産業医の地位が低いことや、産業医学の権威が確立していいいこと等を原因とした産業医の不足の解消と共に、産業医の資本の要請に沿つた質的向上（臨床的能力だけでなく疫学的能力を、そしてそれ以上に行政的能力、労務管理能力をもつた医師の養成）を討らんとす

# 大業産医大 阻止斗争の

るものである。  
こうして、産

業医大の設立は、  
現在の産業医制  
の再編強化の第  
一步でもあり、  
こゝまで個別撃

破的に闘いとら  
れてきた職業病  
の認定に対して  
医学的業務起因  
性判断を限定統

一し、単に医学  
的こいつだけ  
でなく、疫学的  
な調査結果等を

も資料として駆使し、一層の  
科学的し粉飾を強めながら被災  
者を切り捨てんとする攻撃であ  
る。(52年前安法の一部改悪、  
53年労基則35条改悪もこの攻撃

の一環である)  
こうして産業医大の設立に対  
して被災者を中心にした行政

への大衆的闘い、企業責任追及  
— 反合斗争の推進、法制度改  
悪に対する闘いという二の向の  
闘いを全国的に結集し、被災者

を先頭に、大衆的阻止斗争で斗  
おうとした。

## 斗争の教訓と 課題

私達は産業医大南校攻撃を「  
反対しに止まらず、阻止し  
なければならぬ」攻撃である  
とらえ、最大限の闘いを準備し  
てきたと言える。

そして、労災職業病戦線を中  
心にした全国阻止共闘という女  
闘争の推進は、被災者、労組

医系を中心とする学生、医療労  
働者、部落差別や女性差別と斗  
う人々を中心とする地区の戦線  
の共同斗争として相互に闘いの

内容を深め合いながら、入学式  
当日の12名の強固な隊列となり  
今後、関西・東海・関東・東北  
と全国に建設が予定されている  
産業医大南校への闘いの突破口

を切り拓いたといえる。  
しかし、こゝ迄進めてきた被  
災者を中心とした個々の運動体  
と別なところに産業医大阻止斗

争があるのではないと言いつつ  
も、個々の運動体の推進にカミ  
合った取り組みとしては不十分  
に終わつた。又、被災者以外の

労働者には切実さをつかみにく  
いことを十分克服できなかつた。  
現在、西鉄古川さんの職場復

帰（リハビリ勤務）をめぐって  
産業医の診断指示に対する闘い  
が重要な課題にしようとしてお  
り、産業医大南校阻止斗争を現  
実に生かす闘いとして取り組ん  
でいかねばならない。

## 次の闘いの準備を！

具体的には産業医との闘いを  
中心に、職場、行政、医療を貫く  
闘いとして産業医大内部の学生

への働きかけと併行し、今後全  
国に予定されている産業医大設  
置に対する闘いを準備し、産業  
医大のスタートによる産業医・  
局医（大学医学部も含んで）の

再編強化の動向に關する情報を  
集め、我々の対応も考えていか  
ねばならない。産業医大との斗  
いの全国の交流も担っていきま

# 4月分会計報告

## 収入

会費	162200
機関誌	76400
カンパ	150960 ①
資料	3350
パンフ	2800
計	395710

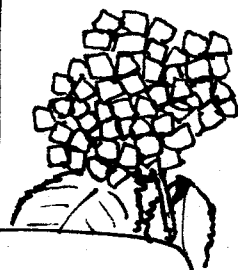
## 支出

事務費	49238 ②
機関誌	54700 ③
活動費	43050 ④
郵送費	10855 ⑤
人件費	220000 ⑥
計	377843

4月分収支 **+17867**

先月からの  
くりこし 768015

5月への  
くりこし 785882 //



① ゼネ石精労組堺支部から斗争勝利のカンパを5万円いただきました。

どうもありがとうございます!

② 4月分部屋代、共益費、電気代、新聞代、3月分ガス代等

③ 46号印刷代

④ 名古屋出張費1回 事務局員通勤交通費、資料(月刊いのち)年間購読料

⑤ 振替手数料、印子

⑥ 事務局員4人4月分



## 事務局から

- \* 第8回日本の医療を告発する全ての人のつどいの集会に長崎労組や3組合からアピールを寄せていただきました。誌面の都合で載せられなくて残念です。
- \* 本号中の北部九州労働者安全センターからの報告は機関誌“炎”から抜粋させていただいたものです。
- \* 5月1日から事務局員が1人減っている人になりました。事務局の仕事を手伝って下さる方はいらしゃいませんか。